

## 愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

### ①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

### ②施設・事業所情報

名称：江南市立古知野西保育園	種別：保育所	
代表者氏名：伊藤 早苗	定員（利用人数）：140名（130名）	
所在地：愛知県江南市東野町郷前48番地		
TEL：0587-56-2021		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：平成25年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：学校法人 愛知江南学園		
職員数	常勤職員：20名	非常勤職員：10名
専門職員	（園長） 1名	（保育補助） 2名
	（保育士） 22名	
	（調理員等） 5名	
施設・設備の概要	（居室数） 6室	（設備等） 乳児室1室・遊戯室1室
		保育士室1室・給食室1室

### ③理念・基本方針

★理念

人間性尊重の精神

★基本方針

子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来をつくりだす力の基礎を培う。

#### ④施設・事業所の特徴的な取組

- ①開所時間において、保育を実施します。
- ②障害のある子どもの統合保育を実施します。
- ③子ども一人ひとりの生活リズムを大切にしながら、年齢に応じた生活ができる養護と教育を行います。
- ④人とのかかわりの基本となる信頼関係を築き、自己肯定感を育てる保育をします。
- ⑤自然とのかかわりを大切にされた保育活動をします。
- ⑥互いに育ち合い、学びあえる集団づくりをします。
- ⑦子どもの心と体のつながりを考慮し、体力づくりにつながる活動に心がけます。
- ⑧子どもが主体的に活動できる環境づくりに心がけます。
- ⑨子どもが長時間落ち着いて生活できる環境に配慮します。
- ⑩丁寧な活動ができるよう、保育者同士の連携を大切にします。
- ⑪保護者と協同した子育てができるよう、保護者とのコミュニケーションを大切にします。
- ⑫短大の教員の協力を得ながら保育検討します。
- ⑬子どもの育ちを支えるだけでなく、江南市の子ども・子育て支援事業計画に基づき公立保育園として地域の子育て支援を行います。

#### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 2年 8月 1日(契約日) ~ 令和 3年 2月 5日(評価決定日)  【令和 2年12月 4日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	7 回 (平成元年度)

#### ⑥総評

##### ◇特に評価の高い点

##### ◆DX（デジタルトランスフォーメーション）の効果

最近、新型コロナウイルスへの感染防止のため、各分野で「リモート××」の必要性が急務になっている。所謂DX（デジタルトランスフォーメーション）である。当園はこの機を逃さず、保護者に限定したインターネット上のサイトを開設し、園の日常を収めた写真と発信文書を掲載して情報発信に努めている。この動画配信は保護者からも絶大な評価を得ており、加えてDXによる園運営の効率性の向上にも一役買っている。

##### ◆もう一つ上の丁寧な保育を目指して

園内研修で「もう一つ上の丁寧な保育を目指して」いることから「自己チェック表」で自らの保育を振り返ったり、園内で公開保育を行ったりと、職員が自分だけでは気づかない良さや課題を確認して園全体の課題につなげ、保育の質の向上に取り組んでいる。

##### ◆保護者の信頼を得て

今年度は新型コロナウイルス禍の折、園行事等は縮小や中止を余儀なくされている。しかし、園長はじめ職員の、子どもたちの成長や普段の生活を保護者に伝えたいとの思いは強く、「動画配信」や「写真付インターネットサイト」等に取り組み、保護者に喜びと安心感を与えている。それらの取組みが保護者の信頼感の醸成となり、園運営への理解と協力体制が構築されている。

##### ◇改善を求められる点

##### ◆事業計画の保護者理解

単年度の事業計画は市へ提出している物であるが、その内容や計画項目は子どもや保護者に関わっている事柄も多い。従って、年度始めに事業計画の抜粋版を作成して園運営の方向性を保護者に説明し、「事業計画」の理解を得ることを期待したい。

◆保育の継続性の担保

保育終了後の手続きが「入園のしおり」に記載され、「園では退園後も継続して育児相談等を行っている」と一文が記載されている。しかし、退園児の対応窓口設置やその内容を記載した文書はない。それらを含んだ連絡文書を検討・作成し、手交されることを期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

的確な指導と評価を得たことにより、次年度の課題が明確になった。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

### 【共通評価基準】

#### 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	① a・b・c
＜コメント＞ 理念、基本方針を玄関及び職員室に掲示し、常に保護者や職員が確認できる状態にある。新入園児及び在園児の保護者へ配付している「ほいくえんのしおり」の冒頭にも明文化してある。家族アンケート結果は90%以上が肯定しており、理念が周知されていることがうかがえる。更に、職員の多くは運営学校法人の卒業生であり、理念となっている「建学の精神」を身に付けている。			

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	① a・b・c
＜コメント＞ 園の経営及び運営は市の指定管理園であり直接関与することは限られている。また、学校法人が運営母体であり同様である。しかしながら、「保育」を取り巻く環境は変化しており、「全国保育協議会」発行の「ぜんほきょう」を定期購読して情報収集に努めている。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	① a・b・c
＜コメント＞ 直接経営に関与することはほとんど無いのが実情である。園の設備の修繕は市の予算の範囲内（10万円以内）で行い、事故防止に努めている。特に今年度は新型コロナウイルスへの感染防止対策に取り組み、収集した情報を参考にして「やれることは」は全てやっている。4月には、市長が激励に来園している。			

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	① a・b・c
＜コメント＞ 平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5ヶ年計画を策定している。市の指定管理下にあることから、市の指定様式で計画項目は指定されており、事業計画及び収支計画も策定している。今年度は5ヶ年計画の2期目になる。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	① a・b・c
＜コメント＞ 令和2年度事業計画を、5ヶ年計画に基づき策定している。事務長、園長、園長代理が一体となって策定し、運営母体の学校法人理事長の決裁を受け、事業年度開始前の令和2年3月に「指定管理者年間事業計画」として市へ提出している。様式は市の指定である。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	① ・ b ・ c
<コメント> 単年度の事業計画は、策定に先立ち毎年3月に園長、園長代理、幼児及び0歳、1歳、2歳児担当の主任、調理主任で1年間の振り返りを行っている。当年度実績は、四半期ごとに事務長、園長、園長代理が一体となり策定し、学校法人理事長の決裁を受けて市へ提出している。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	① ・ b ・ c
<コメント> 保護者に対し、園の年間行事や「特に力を入れていること・アピールポイント」としての13項目について具体的に分かりやすく説明している。今年度は「密」を回避するため、学年を分けて保育参観と運動会を兼ねて行い、その際にビデオでも紹介している。更に、毎月の園だよりやクラスだよりでも説明している。保護者アンケートでは、「説明を受けた」と82%が肯定している。		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	① ・ b ・ c
<コメント> 第三者評価で行う保護者アンケートの意見を基に、今年度はより丁寧な保育を目標に園内研修に取り組んでいる。教材は足立区教育委員会監修の『「あたりまえを」見直したら保育はもっとよくなる』を始め、自園で講義のあった「遊びは学び」、全国私立保育園連盟発行の冊子など複数を活用している。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	① ・ b ・ c
<コメント> 前回の第三者評価の結果に基づき、丁寧な保育を目指して研修に取り組んでいる。その過程で、特に個別対応が必要な子どもの保育と保護者連携について課題が浮き彫りになった。その課題改善に向けて、今年度から「個別支援指導計画・支援シート」を作成、園児個別にリーダーを付けて進めている。支援シートは、生活習慣の様子を見ながら3ヶ月を基本に見直している。		

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a ・ ⑥ ・ c	
<コメント> 「管理案」（保育園運営に関する一切が綴られたファイルの呼称）を職員全員で読み込むことで、園長の役割や責任の所在等の理解を図っている。現在、より役割を分かりやすくする為に「運営機構及び職務分担」の整備を進めている。次年度以降は左記の「運営機構及び職務分担」を掘り下げ、具体的に明文化することを期待したい。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	①a ・ b ・ c	
<コメント> 今年度は新型コロナウイルスの影響で外部研修に参加する機会が無く、リモートによる某大学付属幼稚園のリーダー研修に参加している。日頃から「個人情報保護法」及び「職務規程」の遵守を実務的な観点で確認し、職員は「保育施設チェックリスト」で自己研鑽を続けている。職員は、採用時に「誓約書」に署名して法令遵守を心得ている。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	①a ・ b ・ c	
<コメント> 今年度は保護者限定のインターネットサイトを立ち上げ、コメントを添えて動画配信を開始した。その結果、今までなら見過ごしてしまいそうな子どもの何気ない場面から、新たな「気づき」に繋がった。「気づき」は職員並びに保護者共に生まれている。この取組み状況を保育雑誌「エデュカール」に投稿し、称賛を得ている。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	①a ・ b ・ c	
<コメント> 月週案、保育の記録、個別記録の様式の改善を行った。会議も見直し、毎週行っていた学年会議は月1回とした。年3回行っていた個別記録は2回にした。幼稚園や子ども園の取組みを参考にして、学年リーダーとも話し合って改革をした。結果は書類作成や会議時間が半減したことで、保護者と職員とのコミュニケーションの時間が多く取れる様になり、職員は定時で退勤出来る様になった。			

### Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	①a ・ b ・ c	
<コメント> 今年度は園長自ら運営母体である学校法人へ出向き、保育士や栄養士の仕事を動画やパワーポイントを用いて2回講義を行っている。運営母体である学校法人やハローワークへ求人情報を出している。採用試験は学長と園長が面接を行っている。来年度は欠員補充のため保育士1名の採用を予定している。現在、職員は充足している。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	①a ・ b ・ c	
<コメント> 運営母体の学校法人が定めた「就業規則」に則って人事管理が行われている。いわゆる「正社員」を対象とした規則で厳格に運用している。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>新型コロナウイルスの影響で4～5月は登園自粛があった。その間は全職員を対象に自宅勤務体制を整え、ローテーションで出勤する体制をとった。勤務管理は、自己申告による「在宅待機勤務記録簿」で行った。在宅中は・参考書を読む・作り物をする・課題の取りまとめなど本人の裁量に任せ、その間は職員の健康面の不都合もなかった。年次有給休暇は、偏り無く取得できる様に努めている。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「目標管理シート」を運用している。具体的には「課題票」に職員一人ひとりが「年度課題」を目標に掲げ、年度末に「省察」、「自己評価」を記し、「目標管理シート」に基づいて園長が面談して育成に努めている。年度毎の育成、成長の推移が分かる仕組みがある。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>令和2年度の単年度事業計画に研修について明文化している。基本方針の概略は「職員は、絶えず自己啓発に努め、担当業務を遂行するために必要な知識・技能の向上を図る」とある。研修に伴う交通費、宿泊費、日当は「出張旅費規程」に従って支給している。今年度は「年齢別学習会・その他研修」を計画したが、コロナ禍で多くは次年度に延期または中止になっている。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>今年度はリモート研修を中心に、案内が届いた研修や職員自ら希望する研修に参加している。研修への参加のために保育現場の調整をして、複数名が参加することにより相互研鑽に配慮している。令和元年度研修実績は23回で、延べ55名が履修している。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「保育実習及び体験実習受入れ要項」を明文化して積極的な姿勢を示している。要項は指示書、実習反省の項があり、実施の意義と育成に努めることを課している。新型コロナウイルスの影響はあるが、今年度は保育実習1名、栄養実習4名、及び他県のリモート実習1件を行った。特筆すべきは、出前実習として園長が運営学校法人に出向き、子どもの生活動画をを用いて講義を行った。</p>		

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市の指定管理下の保育園であり、市のホームページに園のおおよその運営状態を公開している。従って、園を利用する立場の人が必要とする情報は公になっている。また、年次毎に単年度事業報告（収支実績も含む）、事業計画（収支計画も含む）を市に提出している。更に、今年度は園独自の保護者限定のインターネットサイトを開設し、順次動画配信も行い、運営状況の開示に努めている。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>運営母体の学校法人が契約している公認会計士による監査を年3回受けている。監査対象項目は決算処理、補正予算関係、現金収支である。物品購入は事務長、園長、調理主任に限られており、購入先は市の指定業者である。現金有高は毎月末に園長が確認し、金種別の明細を市の経理課へ報告している。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① a ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      事業計画に、小学校及び地域社会との連携を明文化している。地域の篤志家の協力を得て、畑で野菜栽培を行っている。また、園の花壇で田植えや稲の脱穀を体験したり、干し柿作り、蚕の飼育なども行っている。高齢者施設や独居老人と、リモートで交流を図っている。地域から、コロナ禍を案じてマスクや消毒液の提供があった。地域交流を通じて信頼関係を築いていることがうかがえる。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ② b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      「ボランティア活動留意事項」により、受入れ姿勢がうかがえる。「ボランティア受入規程」や「ボランティア活動申込書（個人）」、「活動報告書」を備えているが、マニュアルとは言い難い。今年度は新型コロナウイルスの影響もあり、ボランティアの受入れ実績はなかった。次年度以降は、マニュアルの整備及びボランティア登録など、積極的な取組を期待したい。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	① a ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      連携が必要と思われる「関係機関」は機関名、連絡先を記して一覧表の形で掲示してある。実際の連携としては、管轄保健所の巡回相談のための来園がある。また、小学校、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員などは適時電話連絡をしている。今年度は、児童委員会等の集合・対面の会議や会合は中止している。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	① a ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      市の指定管理下の保育園であり、基本的には市が広報の一環としてホームページに園の情報を載せている。園は令和2年度の単年度事業計画に「地域社会との連携」として、「地域の機関や団体・施設の協力を得ながら、地域に根差した保育に努める」ことを明文化している。但し、今年度は新型コロナウイルスへの感染防止のため、実活動は控えている。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	① a ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      今年の始めに「未就園児交流会」を午前中に行い、8名の参加があった。園庭開放は毎週水曜日に行い、平均6名の参加がある。また、高齢者施設や独居老人とは手紙で交流をしている。今年度は新型コロナウイルスへの感染防止のため、活動計画は立てたが例年通りの活動は控えている。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。				
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもを尊重した保育の基本姿勢、「人こそすべて」の理念や保育方針が「管理案」や「入園のしおり」に明示されている。年度始めに、全員が園内研修の場で共通理解を図ると同時に見直しも行っている。園内研究として「もう一つ上の丁寧な保育を目指して」いるが、職員の励ましの言葉掛けが、体の大きい小さい・重い軽いで傷つく子どももいるので、人格を尊重した保育の見直しもされたい。</p>				
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>マニュアルや規程が整備されており、4月に全てのマニュアル等の研修をして確認している。虐待防止に関する知識は、マニュアルの見直しをすることで研修としている。子どものプライバシーが守られるよう、水遊び時は寒冷紗ネットで覆ったり、おむつ替えやおもらしをした時の配慮もされている。不適切な事案が生じた場合を想定し、対応方法を明確にしておくことも検討されたい。</p>				
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。				
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	Ⓐ	b	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育園の選択に必要な情報の資料は市役所等に設置してある。理念・方針はイメージしやすい言葉を使っている。新型コロナウイルス禍の折、見学者には市のホームページでも確認してもらうよう言葉添えをしている。新型コロナウイルス禍でもあり、見学者名簿は玄関に設置しており、玄関を一歩入ると誰でも体温を計り、名前をその場で記入している。来園者も記入して名簿としている。</p>				
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育の開始・変更時の説明は「入園のしおり」を用い、入園前説明会で説明している。保護者からの同意は保育の開始・変更時のみに関わらず、今年度からは入園時に個人情報保護等も含まれた内容の同意書も取っている。配慮の必要な保護者に対応するルールはないが、担任が迷えば主任や園長に相談が出来、担任に返して適切な説明が出来るように援助している。ルールの明文化が望まれる。</p>				
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>退園する子どもの継続性に配慮した引継ぎ対応がされ、記録が残されている。保育終了後の手続きとして、「入園のしおり」に「園では退所後も継続して育児相談等を行っている」の一文が記載されている。退園児には担任が手作りのアルバムを渡し記念としているが、その後の相談方法や担当者についての説明やその内容を記載した文書は渡されていない。再度書面等で伝えることが望ましい。</p>				
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。				
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	Ⓐ	b	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>行事ごとにアンケートを行い、結果を園だより等で報告しているが、今年度はコロナ禍のために運動会の時期を遅らせて行い、現在アンケートの集計中である。自由記述欄もあり、意見を吸い上げて改善している。コロナ禍ではあるが、子どもの成長の喜びを感じて欲しいとの願いから、普段の生活を「動画配信」や「写真付ホームページ」等を使って提供している。懇談会は少人数で行った。</p>				
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。				
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	Ⓐ	b	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>苦情解決の仕組みは整備され、記録は適切に保管されている。苦情になる前の意見に対する対応は苦情と同当の扱いで記録している。苦情や意見に対する改善や、保育の質の向上に役立った事例もある。職員意識も高く、苦情解決の仕組みは確立・機能している。</p>				

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 相談したい時、意見を述べたい時の方法は懇談会やアンケート、連絡帳、電話等があり、また広報の「市長への手紙」等で意見が述べられる環境は幅広く整備されている。保護者には入園前の説明会で説明し、周知を図っている。話し合いが必要な場合、特別な相談室はないが事務室や空き部屋等を工夫して相談に応じられている。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; あえて意見箱を設置しない方針である。保護者が相談したい時や意見を述べたい時は、市の広報「市長への手紙」を利用することも意見箱の代わりであるとしている。「市長への手紙」の投函も一案ではあるが、職員は顔の見える送迎時のコミュニケーションや懇談会等に重点を置いて対応している。マニュアルの見直しは、4月に再確認として研修を行っている。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt; リスクマネジメント体制を構築し、責任者は園長である。2件のヒヤリハットの記録は残されているが、その内の1件は怪我につながっている。報告を基に再発防止の検討は行われている。散歩は新型コロナの感染者数が比較的少ない時期に、年長と年中児が手をつなぎ出かけている。「散歩マップ」を作成して活用している。事故の未然防止のため、積極的なヒヤリハットの収集が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 感染症予防・発生時の対応マニュアルは作成されている。予防や安全に対する勉強会は4月に、マニュアルの見直しとして行っている。新型コロナについては、市から発信された資料を基に周知・運用を図っている。マニュアルへの追加等はまだまだされていない。感染症発生時の保護者への情報提供は、掲示やメールで行われている。定期的に「保健便り」が発行され、予防にも役立っている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	保39	a ・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 子どもや職員等の安否確認はメールを利用し、今年度から返信を求めている。保育を継続するための対策はされているが職員の初動時対応・出勤基準等一部未整備であり、明文化が望まれる。毎月の避難訓練が行われているが、引き渡し訓練はコロナ禍の関係で中止となった。食料等の備蓄は「水と米」である。備蓄品リストを作成し、医薬品等も追加することを検討されたい。</p>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 標準的な実施方法はマニュアルとして明文化され、4月に研修として再度確認している。しかし新任や経験の浅い職員にはマニュアルの確認であって、実施方法に基づいて指導計画との関係性で保育の一定水準を保つことは難しい。保護者のプライバシーへの配慮や設備等の環境に応じた手順等、具体的な場面ごとに保育の手引書となるような保育の実施方法を、項目別に整理することが望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 標準的な実施方法を定期的に見直し、職員や保護者からの提案も反映させている。今回は、指導計画立案に適さない言葉や何気なく使っていた言葉など、細かいところまで見直されている。まだ標準的な実施方法には反映されていないが、指導計画には赤字で修正が施されている。それが、定期的な標準的な実施方法の見直し時に、マニュアル等の改訂につながっている。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	保42	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>アセスメントは入園前に保護者が記入し、面接時に漏れ等を園長・園長代理が確認している。0歳児の離乳食対応やアレルギー児対応では、管理栄養士が参加して指導案に反映させている。支援困難ケースでは、心理士とも検討して適切な保育につなげている。障害児、3歳未満児の指導計画は、個別とクラス双方の関連性を持って作成されている。3歳以上児の指導案も同様に作成されている。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉒ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>指導計画の見直しが、週案会議・月案会議で行われている。年計画や全体的な計画は年度末に評価し、次の作成に役立っているが会議録で終わっている。評価・見直しはPDCAサイクルを活用し、標準の実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズに対する支援が十分でない事項、保育の質の向上に関わる課題が明確にされているか項目別に記録し、情報を共有することが望ましい。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員の現職場での平均勤続年数は4年であるが、保育士としての経験年数は10年以上が10名近くと、層の厚みを感じる。反面、経験3年未満の若い職員もいて、職員構成のバランスが良い。園長代理は特に経験の浅い職員の指導に心がけている。子どもたちへの言葉掛けや記録の記入で気になる表現や不足部分を鉛筆書きでコメントし、自ら気づくように働き掛けている。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉒ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「個人情報保護規程」により子どもの記録が適切に保管され、4月に職員研修を行って再確認している。保護者には入園説明会で説明し、周知している。「情報開示規程」も整備されているが、まだ申し出た保護者はいない。個人情報の漏えいに対する対策は、USBやカメラ等一部未整備であるので管理体制の検討をされたい。記録の保存・廃棄等は市の規定に準じて行っており良好である。</p>		

## 【内容評価基準】

### A-1 保育内容

		第三者評価結果		
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成				
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「保育の全体的な計画」の作成は主に園長である。園として特色を出したのは「大学との交流」であり、子どもたちの手洗いの指導やスクールバスを利用した遠足なども計画されている。保育目標が「保育の全体的計画」と「保育園のしおり」とは同じだが、管理案には違う目標がある。出来れば、同じ目標とすることで、経験の浅い職員には確実な保育実践につながるであろう。</p>				
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開				
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	Ⓐ	b	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>コロナ禍ではあるが、園庭の遊びコーナーを分散して水遊びの環境を整え、寒冷紗ネットやブルーシートで木陰を作るなどの工夫がある。温湿度をこまめに確認している。一人ひとりの子どもがくつろげる場所として事務室を解放し、絵本や玩具が用意されている。トイレの掃除道具置き場の扉を取り外して使い勝手良くするなど、子どもが利用しやすい環境整備にも心掛けている。</p>				
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	Ⓐ	b	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育理念に「人間性尊重の精神」を掲げており、子どもたちの人間性を尊重して個人差を認める保育を展開している。子ども理解を深めるために、職員の研修報告から、子どもの気持ちに寄り添う保育実践をするために職員間で共通理解をしている。今後も、子ども理解を深めて子どもたちに対応する姿勢や態度の継続が望まれる。</p>				
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	Ⓐ	b	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもが自分の健康に関心を持ち、生活習慣を身に付けていくためには家庭での保護者の協力が必要である。園では、子どもが習慣として身に付くよう、一連の動きが無駄のない動線となるよう環境を整えている。新型コロナウイルス感染症の予防から、短大生と連携して手洗いの重要性を訴える動画を作成した。それをまとめて、近く学会で発表する予定である。</p>				
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	Ⓐ	b	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>異年齢での関わりは、早朝・延長保育があり、遠足では年長児と年中児とが手をつないで行った。例年、高齢者施設と交流していたが、コロナ禍により今年は暑中見舞いの手紙を出した。花壇で米作りを教えてもらう等、地域の人との関わりは多い。社会体験としての消防署見学を通し、交通安全や挨拶などの社会的ルールを学んでいる。様々な表現活動は、日々の自由な保育の中に用意されている。</p>				
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	Ⓐ	b	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>乳児保育の充実を図るために、保育室の環境と関わりについて年間指導計画を見直している。送迎時や連絡帳に乳児の相談はあるが、今年度は第一子の子どもが少なく、保護者も育児経験があるためか相談件数は少ない。それらの記録は残されている。市の依頼で保健センターからメンタル面で悩む保護者を引き継ぎ、相談相手や細やかな観察、子どもとの愛着関係が持てるよう見守っている。</p>				
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	Ⓐ	b	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもがやりたい遊びを主体的にできるよう、保育の環境に配慮している。歩くことが楽しみな年齢であり、十分な探索活動ができるよう部屋の安全にも配慮している。「部屋から出る時は先生に言ってね」と、災害時対応や事故防止の観点から約束をしている。入園式や保育参観で「噛みつき」は発達上現れる現象であることを説明し、保護者理解を得た保育形態を始めて7年、噛みつきは減っている。</p>				

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 各年齢の子どもが「保育指針」に示されている内容（健康・人間関係・環境・言葉・表現）を生活と遊びを通して総合的に身に付けられるよう、指導計画が立案され実践されている。コロナ禍で遊びが密にならないよう、コーナーを広く使って共同的な活動ができる環境も整えられている。子どもたちが取り組んで来た共同的な活動等について、就学先の小学校等へ伝える工夫が望まれる。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 障害名が付く子どもが12名在籍し、加配制度で統合保育を行っている。加配保育士は障害についての知識や理解があり、経験も豊富である。更に、心理士や医師、療育機関等と連携して個別対応も行っている。統合保育の「良さ」が生きるよう、関連したクラス・個別指導計画を策定している。他の保護者に対し、障害のある子どもの情報や取組みを、指定園であることを通して伝えている。</p>		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 保育の連続性に配慮した長時間の保育計画は、「異年齢保育」で4半期及び毎月のねらいを立てている。合同で行う時間からの計画である。今年度は、密にならないよう遊戯室を使う等の環境にも配慮している。職員の引継ぎは「家庭連絡簿」を用い、その引継ぎを家庭連絡としている。長時間保育では相談・要望等の返事は即答せず、園長・園長代理に知らせることをルール化している。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 保幼小連絡会議は今年度中止である。子ども・保護者が小学校以降の生活について見通しが持てる機会は計画されているが、今年度は期待薄である。唯一就学時健康診断を小学校で受けたことが、就学に向けての期待になっている。「幼児期の終わりまでに育てて欲しい10の姿」は、小学校との共有が図れていない。小学校に移行する時、段差なくスムーズに移行出来るよう配慮されたい。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 子どもの健康管理に関するマニュアル・保健に関する計画もある。乳幼児突然死症候群のチェックは適切に行われている。「入園のしおり」にも健康に関するお願いが記載され、乳幼児突然死症候群のチラシ（厚労省発信）が添付されている。健康管理は事業計画に記載され、A3サイズ1枚の「園だより」と「保健便り」が毎月発信されている。感染症の情報提供は掲示・メール等で知らせている。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 健康診断結果は連絡帳に記載されている。保護者確認印を求めているが、漏れる保護者もいる。受診の必要な子どもには「結果記録用紙」が渡される。健診結果を保育計画に反映させ、年長児はフッ化物洗口を、咀嚼の弱い子どもには前歯で噛み切る給食形態を工夫する取組みをしている。今後も、子どもたちの健康に対する手厚い取組みの継続を願いたい。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; アレルギー児や慢性疾患を持つ子どもについては、入園前にアセスメントで把握し、医師の診断の下に保護者と連携を密にして栄養士・担任・保護者で話し合い、適切な対応を行っている。食事提供時、他児との相違は配膳盆に名前カードを置き、机等も区別して誤食を防ぐよう努めている。4・5歳児については、自分でも気をつけるよう言葉掛けしている。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 年間の食育計画が、幼児用と3歳未満児用で計画されている。「食育のねらい」として、子どもが食事を楽しみ、食に興味を持つ取組みが、月行事、遊びや環境を通して野菜の栽培や収穫、クッキング等で計画されている。保護者に乳幼児期の「食」の大切さを伝えるため、誕生日会に「試食会」が行われ好評である。誕生日会は、アレルギー児も食べられる「ホールケーキ」で全員が楽しんでいる。</p>		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  「衛生管理マニュアル」を整備し、献立作成会議を月1回行っている。行事食は誕生日会や七夕会など行事にちなんだ献立が計画され、子どもにとっては魅力のある日である。調理員が調理する姿が廊下から垣間見え、自園調理のため匂いも伝わってくる。調理員は、配膳を通して子どもと関わりを持っている。訪問日は新型コロナウイルスの感染リスクを考慮し、評価員は別室で食事を摂った。</p>		

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  日頃の子どもの様子をビデオ撮りし、成長や保育の内容を懇談会や参観日に紹介している。それにより保育内容の意図が保護者に伝わり、双方が喜びを感じている。その後短時間ではあるがクラス懇談会を行い、保護者との情報交換を行っている。コロナ禍ではあるが、写真付きのお便りや動画を配信する等、家庭との連携の取組みは充実している。</p>		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  登降園を利用して保護者とのコミュニケーションを図り、いつでも相談出来る環境づくりをしている。今年度は担任と保護者との接触を減らし、連絡帳や電話で保護者の悩み等に対応した。必要に応じて相談の時間を設けるなど、保護者との信頼関係を築くことにも注力した。新しい試みとして、動画配信をして子どもたちの園の様子を見てもらう取組みも行われ、保護者に安心感を与えている。</p>		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  「虐待対応マニュアル」を整備している。虐待等権利侵害の事例が1件あり、申請中である。予防的に保護者支援としてポスターやチラシを配付し、できるだけ目に触れるように心掛けている。日頃の子どもの何気ないつぶやき等にも気を配り、早期発見に努めている。多様な背景を持つ保護者・家庭の早期発見に、今後も意識して予防に心掛けて頂きたい。</p>		

## A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  園内研究で、「もう一つ上の丁寧な保育を目指して」いることから、保育に関わる職員だけでなく、全職員が「自己チェック表」で自らの保育を振り返っている。それを基に園内で公開保育をして、自分では気づかない良さや課題の確認を行い、園全体の課題の抽出につなげて保育の質の向上に役立てている。</p>		